日本古代における山城の支配構造―総領制との関係から

古内　絵里子

本稿は、日本の山城を管理・運営するシステム、すなわち支配構造を論及し、それを踏まえて朝鮮半島と日本の山城の比較を行うことにより古代朝鮮半島の山城が日本の山城に与えた影響を明らかにし、管理・運営という面も含めて、どのようにして日本の古代山城が成立したのかを論じたものである。

まず、七世紀後半の総領制と山城の関係について検討を行い、白村江の敗戦後、国防の危機に際して山城造営・建築情報とともに亡命百済人がもたらした広域管理システムをとり入れて整備したのが総領制・道制であることを指摘した。

ついで、八世紀以降の山城の管理・維持システムを検討し、総領制・道制の停止により山城の管理は国へ移行したが、外敵の脅威が低下したため、その大半は八世紀前半には城としては停止されたことを指摘した。その一方で、西海道では総領から大宰府への移行に伴い、山城の管理も大宰府に引き継がれたことを述べた。このことから、七世紀後半以来の国を越えて山城を管理するというシステムが西海道のみ継続したことを論じた。

最後に、朝鮮半島における古代山城の支配構造の実態の解明を試みた。まず、百済の五方という広域行政区域が軍事的な役割もあったことから、山城の管理にも関わっていたことを指摘した。ついで、新羅の八筥山城木簡から日本の古代山城における米・穀物の保管・管理について検討を行い、日本でも朝鮮半島の山城と同様に長期間保管できる米や随時利用できる米などが分けて保管されていた可能性が想定できることを述べ、朝鮮半島の山城の管理システムを参考に、日本の古代山城の支配構造が整備された可能性があることを指摘した。

したがって、日本は白村江の敗戦後の国防危機に際し、亡命百済貴族の力を用いて山城という防衛施設を導入するにあたり、建築構造というハード面とともに、百済の広域軍事・行政区域である「方」という管理・維持システムというソフト面もとりいれたと考えられる。そして、孝徳朝に形成された総領制に百済の軍事・行政システムである五方の情報をとりこみ整備したものが、総領制・道制であり、これをもとに七世紀後半の日本では古代山城の管理・運営が行われていた。以上から、日本の古代山城は、山城の構造・建築技術のみならず、その管理・運営システムというハードとソフトの両面から朝鮮半島の山城を継受したものであったといえる。

日本古代における山城の支配構造
―総領制との関係から―

福山大学　古内絵里子

はじめに

白村江の敗戦後に、多くの山城が造営された天智朝では、亡命百済貴族の力をかりて近江令や庚午年籍など新たなシステムを導入した。古代山城も亡命百済貴族の指揮のもとで作られ、日本の古代山城は朝鮮半島の山城と構造の類似性が指摘されている。この事実を踏まえれば、山城を管理・維持するシステムも朝鮮半島のものを取り入れて整備した可能性が想定できる。そこで、七世紀後半の総領制と山城の関係について検討を行い、日本の山城の支配構造を明らかにする。ついで、八世紀以降の山城の管理・維持システムを論及する。そして、古代朝鮮半島における山城の支配構造を検討し、朝鮮半島の山城の管理・運営システムが日本の管理・維持システムの成立に与えた影響を解明し、ハードとソフトの両面から日本の古代山城の成立を明らかにする。

1. 七世紀後半における古代山城の管理

(1)古代山城の施設

史料1『日本書紀』天智八年(669)是冬条

修_高安城_、収_畿内之田税_。

史料2『日本書紀』天武元年(672)七月壬子(23日)条

坂本臣財等、次_于平石野_。時聞_近江軍在_高安城_而登之。乃近江軍、知_財等来_、以悉焚_税倉_皆散亡。

史料3『日本書紀』天智九年二月条

又修_高安城_、積_穀与_レ塩。

史料4『続日本紀』大宝元年(701)八月丙寅(26日)条

廃_高安城_。其舎屋、雑儲物、移貯_于大倭・河内二国_。

『類聚三代格』巻一八器仗事所収、貞観十二年(870)五月二日太政官符

『延喜交替式』一五七条

→大宰府司の交替時に大野城の器仗の点検と修理を行うことが定められている。

史料5『日本三代実録』元慶三年(879)三月十六日丙午条

肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

史料6『続日本紀』文武二年(698)五月甲申(25日)条

令二大宰府繕一治大野・基肄・鞠智三城一。

史料7『続日本紀』文武三年十二月甲申(4日)条

令二大宰府修一三野・稲積二城一。

・城内には稲倉、穀・塩倉、兵庫などが置かれていた(史料1～5)。
・史料6 史料7の修繕記事から、山城を管理・運営する体制が存在

(2)総領制と山城

○総領と山城…総領が置かれていた地域と古代山城が設置されていた地域が一致

【畿内】

・高安城は天智八年に「畿内」の田税を収納(史料1)
　→軍事および財政上の必要から一国単位の行政よりも広域の権力が存在
・高安城の「雑儲物」(史料4)
　周芳惣領所と筑紫大宰へ「儲物用」の送付例があり、「畿内」においても同様に大宰総領が軍事物資の運用権限を有していた。

⇩

高安城は国ではなく畿内という広域で管理されていた。

【筑紫】

大宰府が大野城・基肄城・鞠智城・三野城・稲積城を修繕(史料6 史料7)
　→筑紫総領が西海道の山城を管理

【瀬戸内海地域】

『日本書紀』持統三年(689)八月辛丑(21日)条
　→伊予総領に詔をして、讃岐国御城郡で獲えた白燕を放し養いにせよと命じた。
　　・伊予総領が讃岐国の行政に関しても権限を有していた。
　　・讃吉国山田郡には屋嶋城があり、伊予総領が伊予国と讃岐国の山城を管轄していた可能性が考えられる。

○総領が管轄した広域行政区と「吉備道」木簡

①藤原宮3―1488号木簡
・□□□□吉備道道〔備道カ〕

(154)×(11)×1　081

②藤原宮1―82号木簡
・**吉備道中国**浅口評神部

(169)×(11)×4　081

③飛鳥藤原京1―107号木簡

・**吉備道中国**加夜評

・葦守里俵六□

111×24×3　031

「吉備道」は国を越えた「道」という広域行政区画と考えられ、国を越えて管理を行う総領制と共通する。吉備道は吉備総領が管轄した広域行政区画と考えられる。

⇒総領と総領が管理する広域行政区画―「道」

『常陸国風土記』に「惣領」とみえることから、総領制は孝徳朝に開始したと考えられる。そして、白村江の敗戦後、国防の危機に際して山城造営・建築情報等とともに亡命百済人がもたらした広域行政システムの情報を入れて整備したのが総領制・道制と考えられる。

2. 八世紀以降における古代山城の管理

(1) 畿内・瀬戸内海地域

西海道以外の地域では、総領制および道制から国制へ移行するに伴い、山城の管理も国に移った。

史料8『続日本紀』大宝元年八月丙寅(26日)条

廃_高安城_。

史料9『続日本紀』養老三年(719)十二月戊戌(15日)条

停_備後国安那郡茨城・葦田郡常城_。

総領制・道制の停止により山城の管理は国へ移行したが、外敵の脅威が低下したため、西海道を除き、その大半は八世紀前半には城としての機能が停止

(2) 西海道

八世紀前半において西海道で存続が確実な古代山城は、大野城・基肄城・鞠智城

史料10 大宰府政庁跡不丁地区出土木簡

・為班給筑前筑後肥等国遣基肄城稲穀随大監正六上田中朝□[

264×34×6　011

大宰大監である田中朝臣が基肄城の稲穀を筑前・筑後・肥(前・後ヵ)などの国に班給させた事が記されている。

→奈良時代の基肄城は大宰府が管理

史料11『万葉集』巻8―1472首

（前略）

右、神亀五年戊辰、大宰帥大伴卿之妻大伴郎女遇レ病長逝焉。于レ時、勅使式部大輔石上朝臣堅魚遣二大宰府一、弔レ喪并賜レ物也。其事既畢、駅使及府諸卿大夫等共登二記夷城一而望遊之日、乃作二此歌一。

・神亀五年（728）に大宰帥大伴旅人の妻大伴郎女が病死したため、朝廷は式部大輔石上堅魚を大宰府に派遣
・府官が都からの特別な使者である堅魚を肥前国の基肄城で歓待
　→大宰府が西海道の山城を管理

筑紫総領の後身として西海道七国三島を総括したのが大宰府であり、総領から大宰府に移行したことに伴い、西海道の山城の管理も大宰府に引き継がれた。

3. 朝鮮半島における古代山城の管理

（1）朝鮮の古代山城と木簡

大邱・八莒山城

七世紀半ば頃は近隣地域の監視および統制のための拠点の城

八莒山城木簡

麦・稲・米などの穀物に関する物

史料12 八莒山城15号木簡

×□村王私禾□□□□〔之カ〕

192×32×9

・「禾」は穀物の穂を意味するとみられ、精米する前、精米した後など多様な形で穀物が利用
・用途や保管期間によって区分して穀物を利用したのは山城が軍事・行政的な拠点であったため。【全2004】

○日本の古代山城における米・穀物の保管（史料1～4、史料10）

史料13 鞠智城跡1号木簡

・秦人忍〔米カ〕□五斗

134×26×5　032

・日本の山城も新羅の八莒山城木簡にみえるように長期間保管できる米や随時利用できる米などが分けて保管されていた。
・山城の構造や造営技術だけでなく、山城の管理・運営システムも朝鮮半島のものを参考に整備

(2)朝鮮半島の古代山城と広域行政

○新羅の地方統治

州―郡―城・村の州郡制

州、郡、城・村には、それぞれ軍主、幢主、道使と呼ばれる地方官が中央から派遣。また、州は広域の軍管区・監察区でもあった。【鄭2019】

○百済の地方統治

方―郡―城・村制

史料14『周書』巻四九、百済伝

都下有二萬家一、分為二五部一、曰二上部、前部、中部、下部、後部一、統二兵五百人一。五方各有下方領一人、以二達卒一為上レ之。郡将三人、以二徳率一為レ之。方統二兵一千二百人以下、七百人以上一。城之内外民庶及餘小城、咸分〔隷〕焉。

史料15『翰苑』蕃夷部、百済伝

又有二五方一、若中夏之都督、方皆達(恩ヵ)率領レ之。毎レ方管レ郡、多者至レ十、小者六・七郡。郡将皆恩率為レ之。郡縣置二道使一、亦名城主。

・百済は全国を五つの方に分け、各方には方領(長官)、方佐(次官)が派遣され、700～1200人の兵卒を統率
・方は六～十郡を管轄
・五方という広域行政区域は、軍事的な役割もあり、百済の山城の管理にも関わっていた可能性が想定される。

『続日本紀』文武四年六月庚辰(3日)条では、竺志惣領により肥人たちを従えて覓国使刑部真木らを剽劫した薩末比売らが処罰されている。

→筑紫総領が筑紫に対して行政だけでなく軍事的権限も有していた。

⇩

行政と軍管区という両面を持つ百済の五方と総領・道制は共通性がある

おわりに

(1)白村江の戦い以降、西海道、瀬戸内海沿岸に山城が設置され、天智朝以降にその地域に総領がみえることから、山城と総領制は連動したものと考えられる。

(2)山城という防衛施設を導入するにあたって、建築構造というハード面とともに、朝鮮半島の広域軍事・行政を模倣した管理・維持システムというソフト面も取り入れた。

(3)『常陸国風土記』にみえるように孝徳朝から総領制があったが、白村江の敗戦により国防危機に陥った際、その総領制に朝鮮の軍事・行政システムである方制をとりこみ整備したものが、総領制・道制

【参考文献】

・岩本健寿「吉備三国の国名表記と大宝令」（『史観』161号、2009年）
・狩野久「古代国家の発展と吉備」（『岡山県の歴史』吉川弘文館、2000年）
・狩野久「山城と大宰・総領と「道」制」（『永納山城跡』西条市教育委員会、2005年）
・甲元眞之「鞠智城についての一考察」（『青驪』3号、2006年）
・酒井芳司「筑紫大宰と筑紫総領―職掌と冠位の再検討―」（吉村武彦編『律令制国家の理念と実像』八木書店、2022年）
・坂上康俊「律令制の形成」（『岩波講座　日本歴史』第3巻、古代三、岩波書店、2014年）
・坂上康俊「令制大宰府成立前史―総領と大宰―」（九州歴史資料館編『大宰府史跡100年記念シンポジウム「律令国家と大宰府史跡」～平城京・大宰府・多賀城』福岡県教育委員会、2021年）
・全京孝（橋本繁訳）「大邱・八莒山城木簡の紹介」（『木簡研究』45号、2023年）
・鄭東俊「『翰苑』百済伝所引の『括地志』の史料的性格について」（『東洋学報』92号、2010年）
・鄭東俊「朝鮮三国の地方行政機構とその構成」（『古代東アジアにおける法制度受容の研究―中国王朝と朝鮮三国の影響関係を中心に―』早稲田大学出版部、2019年、初出2016年）
・仁藤敦史「広域行政区画としての大宰総領制」（『国史学』214号、2014年）
・橋本繁「城山山城木簡と六世紀新羅の地方支配」（『韓国古代木簡の研究』吉川弘文館、2014年、初出2009年・2013年）
・三上喜孝「城山山城出土新羅木簡の性格―日本古代の城柵経営との比較から―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』194集、2014年）
・高松市教育委員会編『屋嶋城跡Ⅱ』史跡天然記念物屋島基礎調査事業調査報告書Ⅱ（高松市教育委員会、2008年）